

新川広域圏事務組合ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新川広域圏事務組合（以下「組合」という。）がインターネット上に公開している新川広域圏事務組合ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 広告は、住民生活の利便性の向上に寄与するものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 組合の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治、宗教に関する主張、勧誘若しくは批判又は個人の売名的宣伝等を内容とするもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる業種に該当するもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他理事長が掲載することが適当でないと認めるもの

2 前項の規定は、広告からのリンク先として広告主（第9条第2項の規定により広告掲載の決定を受けたものをいう。以下同じ。）が指定したホームページの内容についても適用する。

(広告掲載の優先順位)

第3条 同業種の広告にあつては、圏域内事業者及び申込に順によるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第4条 広告の掲載位置及び掲載数は、ホームページのトップページ上で、それぞれ理事長が指定する掲載位置及び掲載数とする。

(広告の規格等)

第5条 組合ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 天地60ピクセル、左右150ピクセル
- (2) 画像形式 GIF形式（アニメーション不可）
- (3) データ容量 5キロバイト以下

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、月額5,000円とする。

(広告の掲載期間等)

第7条 広告の掲載期間は、1ヶ月を単位とし、連続する掲載期間は、最大6ヶ月とする。ただし再掲を妨げない。

2 広告は、掲載開始日の午前9時から掲載をはじめ、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。

3 広告掲載期間中、組合の都合により組合ホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖した時間を24時間で除して得た日数(端数時間切上げ)に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、原則として組合ホームページで公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、新川広域圏事務組合ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請があったときは、広告掲載の適否を決定し、新川広域圏事務組合ホームページ広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、掲載開始日の15日前までに広告掲載料を一括して納付するものとする。ただし、理事長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告原稿は、理事長が指定する方法により作成し、理事長が指定する期日までに提出するものとする。

2 広告原稿の作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が第10条に規定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合

(2) 広告主が指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合

(3) 広告主又は広告の内容が不適當であると判明した場合

(広告掲載料の返還)

第14条 理事長は、広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかつたときは、広告掲載料を返還するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第9条の規定による広告掲載の申込みその他広告の掲載に関する必要な手続きは、この告示の施行日前においても行うことができる。